県本部各部課長 県下各警察署長 
 原議水年保存

 共 00 0 10 31 5年

 宮本規第1640号

 平成27年7月21日

 宮城県警察本部長

宮城県警察交通管制要綱の全部改正について(通達)

交通管制業務については、「宮城県警察交通管制要綱の全面改正について(通達)」 (平成3年6月10日付け宮警本規第978号)及び「宮城県警察交通管制要綱の一部改正について(通達)」(平成5年7月8日付け宮警本規第1195号)により実施してきたところであるが、この度、業務の全面的な見直しを行い、別添のとおり宮城県警察交通管制要綱の全部を改正し、平成27年8月1日から施行することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、これに伴い、前記2通達は廃止する。

宮城県警察交通管制要綱

#### 1 趣旨

この要綱は、道路における交通の安全と円滑を図るため、県内及び近県における道路交通に関する情報の迅速かつ的確な把握並びに交通情報に即応した交通管制の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 2 定義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

#### (1) 交通管制

道路交通に関する情報の一元的な収集及び分析を図り、交通状況の変化に即応した最適な交通流の管理及び運用を行うことをいう。

#### (2) 交通情報提供施設

道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。) 第38条の7第1項第3号に規定する交通情報提供施設をいう。

#### (3) 交通情報

次に掲げる情報をいう。

### ア 交通障害情報

交通障害(自然災害、異常気象、交通事故その他の事由に基づく道路の通行の不能、通行の禁止及び通行の制限をいう。以下同じ。)に関する情報(道路使用情報を除く。)

#### イ 道路使用情報

道路使用(道路における工事若しくは作業の実施又は競技会、祭典行事等の 開催に伴う道路使用をいう。以下同じ。)に関する情報

#### ウ 交通渋滞情報

交通渋滞(車両の過度の集中、道路工事、交通事故等の事由により、道路上における車両の交通が混雑し、速度が次表のとおりとなっている状態をいう。 以下同じ。)に関する情報

道路区分	渋滞と表現すべき速度基準			
郊外の高速自動車国道及び自動車専用道路	40キロメートル毎時以下			
都市部の高速自動車国道及び自動車専用道路	20キロメートル毎時以下			
その他の道路	10キロメートル毎時以下			

備考 「郊外」とは都市部以外の地域を、「都市部」とは市街地を形成している地域又は市街地を形成する見込みのある地域をいう。

- 3 交通管制の対象道路
  - 交通管制の対象道路は、次のとおりとする。
  - (1) 高速自動車国道、自動車専用道路、一般国道、県道等の主要幹線道路
  - (2) 交通障害若しくは交通渋滞(以下「交通障害等」という。)の発生又は道路使用の実施により、幹線道路の交通に著しく影響を及ぼすと認められる道路

#### 4 運用体制

- (1) 警察本部に、宮城県警察交通管制センター(以下「交通管制センター」という。)、 石巻警察署及び気仙沼警察署に設置する交通管制サブセンター(以下「交通管制 サブセンター」という。)並びに古川警察署に設置する交通管制ミニセンター(以 下「交通管制ミニセンター」という。)の運用責任者を置き、交通部交通規制課 長をもって充てる。
- (2) 運用責任者は、宮城県警察高速道路交通警察隊長及び警察署長(以下「警察署長等」という。)と連絡を密にして、交通管制の円滑な運用に努めなければならない。
- (3) 石巻警察署長、気仙沼警察署長及び古川警察署長は、交通管制サブセンター又は交通管制ミニセンターの運用に関し第一次的な管理上の責任を負うほか、運用責任者と連絡を密にして、円滑な交通管制の運用に努めなければならない。
- 5 交通管制センターの業務等
  - (1) 交通管制センターの業務

交通管制センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- ア 交通情報の収集、分析、通報、提供及び広報に関すること。
- イ 交通障害等の処理に関すること。
- ウ 交通管制センターに設置する交通管制システム(以下「交通管制システム」 という。)による交通の監視及び信号機等の制御に関すること。
- エ 交通管制システムの保守、管理及び運用に関すること。
- オーその他交通管制に関すること。
- (2) 交通管制センターの勤務要領 交通管制センターにおける勤務員の勤務要領は、運用責任者が別に定める。
- (3) 交通管制センターに対する通報

警察署長等は、交通管制システムにより運用している信号機及び道路標識について、通常と異なる方法で操作する必要があるとき、停電等の予告の通報を受理したとき、又は異常等を認知したときは、直ちに交通管制センターを経由して運用責任者に通報しなければならない。

- 6 交通情報の収集
  - (1) 運用責任者は、交通管制システムにより交通情報を収集するほか、道路管理者 (道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項に規定する道路管理者を いう。以下同じ。)、関係機関・団体等と緊密な連携を図り、広域的な交通情報の 収集に努めなければならない。

- (2) 警察署長等は、街頭活動、道路使用許可関係事務等の各種業務を通じて、交通情報の収集に努めなければならない。
- (3) 運用責任者は、収集した交通情報の分析及び整理を行い、交通管理上の資料として有効な活用を図らなければならない。

#### 7 交通障害等の報告

- (1) 警察官は、交通障害等を認知したときは、混雑の緩和、危険の防止等の必要な措置を講じるとともに、その状況を速やかに当該交通障害等の発生地を管轄する警察署長等に報告しなければならない。
- (2) 警察署長等は、交通管制の対象道路における交通に影響を及ぼすことが予測される交通障害等を認知したときは、速やかに交通規制、現場での広報等の必要な措置を講じるとともに、交通情報の種別、交通障害等の発生日時、場所、原因及び復旧又は解除の見通し、交通規制の実施状況等について運用責任者に報告しなければならない。
- (3) 運用責任者は、収集した交通情報に基づき緊急に措置する必要があると認めるときは、関係する警察署長等及び現場の警察官に対し、交通障害等の早期解消のための交通整理、う回誘導又は通行の禁止若しくは制限の実施等の必要な交通規制を指示することができる。

#### 8 交通情報の提供等

- (1) 交通情報の提供
  - ア 運用責任者は、収集した交通情報を総合的に分析し、必要と認めるものについては交通情報提供施設により道路の通行者等に積極的に提供しなければならない。
  - イ 運用責任者は、道路管理者と緊密に連携し、交通情報と道路管理者が所有する道路情報との調整を図るとともに、公益財団法人日本道路交通情報センター、報道機関等に対し収集した交通情報を積極的に提供するものとする。
  - ウ 運用責任者は、警備実施、雑踏警備又は警衛警護の実施に必要と認められる 交通情報を収集したときは、関係する所属長(警察本部の部及び仙台市警察部 に置かれた課等の長、警察学校長並びに警察署長をいう。)に対し当該情報を 通報するものとする。
- (2) 交通情報提供施設の運用
  - ア 交通情報提供施設の運用は、運用責任者が行うものとする。
  - イ 警察署長等は、特別な事由により交通情報板(規則第38条の7第1項第3 号に規定する交通情報板をいう。以下同じ。)に通常と異なる表示をする必要 があると認めるときは、運用責任者に依頼するものとする。
  - ウ 運用責任者は、前記イの依頼を受けた場合において、必要があると認めると きは、交通情報板に当該依頼による表示を行うものとする。

#### 9 広域交通管制措置

(1) 警察署長等は、交通障害等による異常な交通状態が2以上の警察署の管轄区域

若しくは隣県まで及び、又は及ぶおそれがあると認められるときは、運用責任者 に対し必要な措置を要請するものとする。

- (2) 運用責任者は、収集した交通情報又は前記(1)の要請があった場合において、当該交通情報又は要請の内容が高速道路における広域交通管制情報の通報連絡基準(別表第1)又は一般国道等における広域交通管制情報の通報連絡基準(別表第2)に該当するときは、交通部長に報告するとともに、当該基準に従い広域交通管制情報の通報連絡表(別記様式)により通報し、必要な措置を講じるよう要請するものとする。
- (3) 運用責任者は、他の都道府県警察からう回誘導、通行の禁止又は制限等の措置の要請があったときは、交通部長に報告した上で必要な措置を講じるものとする。
- 10 交通管制計画の策定

運用責任者及び警察署長等は、交通障害等が発生した場合における交通対策を迅速かつ的確に実施するため、次の事項について交通管制計画を策定しておくものとする。

- (1) 交通障害等の発生が予想される路線及び場所
- (2) 関係機関・団体等に対する通報体制
- (3) 交通整理、う回誘導並びに通行の禁止及び制限の要領並びに広報等の措置対策
- (4) 道路標識、広報用立看板、拡声装置その他の必要な資機材の整備及び運用計画
- (5) 警察官の配置及び運用計画
- (6) その他必要な事項

# 別表第1 (9関係)

## 高速道路における広域交通管制情報の通報連絡基準

通報連絡区分		A	В	С			
通報連絡先		1 警察庁 2 全ての管区警察局 3 全ての都道府県警察	1 警察庁 2 東北管区警察局 3 交通障害等により影響 を受けることが予想され る警視庁、東北管区内及 び関東管区内の県警察並 びに関東管区警察局	る警視庁、東北管区内及 び関東管区内の県警察並			
1	交通障害 情報	(1) 24時間を超える本線 通行禁止(分離区間の片 通行禁止(分離区間の片 側通行禁止を含さされるの のようが予想さされるの のようが予想されるの のようが予想を はますりに は を は は は は は は は は は は は は は は は は は	間以内の本線通行禁止が	以内の全面通行禁止が予 想される場合			
2	道路使用 情報	7日間以上の本線通行禁 止を必要とする場合(時間 規制を含む。)	(1) 6日間以内の本線通行禁止を必要とする場合(時間規制を含む。) (2) 対面通行又は片側交互通行を必要とする場合 (3) 6時間以上の車線規制を7日間以上実施する場合 (4) 道路使用の区間が2以上の県にわたる場合	6時間以上の車線規制を 1日間以上6日間以内実施 する場合			
3	交通渋滞 情報	B若しくはCの基準に該当する渋滞又はその他の渋滞で、当該渋滞の原因、形態等が特異なもので社会的に大きな反響が予想される場合	る渋滞長が3時間以上継続 し、又は継続することが予	0キロメートル以内の渋滞			

備考 「高速道路」とは、高速自動車国道及び指定自動車専用道路をいう。

# 別表第2(9関係)

## 一般国道等における広域交通管制情報の通報連絡基準

通報連絡区分		A	В	С			
通報連絡先		1 警察庁 2 全ての管区警察局 3 全ての都道府県警察	1 東北管区警察局及び関東管区警察局 2 東北管区内の県警察 3 交通障害等により影響 を受けることが予想される警視庁及び関東管区内 の県警察	東管区警察局 2 交通障害等により影響 を受けることが予想され る警視庁並びに東北管区			
1	交通障害 情報	(1) 3日間以上全面通行禁止が継続することが予想される場合 (2) 災害対策基本法又は大規模地震対策特別措置を基づき、緊急輸送を行う車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する場合 (3) 災害対策基本法に基づき市町村長が警戒区域を設定し、又は解除した場合		(1) 2時間を超え、6時間 以内の全面通行禁止が予 想される場合 (2) 通常、冬期間に積雪等 がない道路において、積 雪等のため1時間以内の 通行禁止が行われる場合			
2	道路使用 情報	B若しくはCの基準に該当する道路使用又はその他の道路使用で、社会的に大きな反響が予想される場合	われる場合	30分以上6時間以内の全面通行禁止が行われる場合			
3	交通渋滞 情報	B若しくはCの基準に該当する渋滞又はその他の渋滞で、当該渋滞の原因、形態等が特異なもので社会的に大きな反響が予想される場合	る渋滞長が1時間以上継続 し、又は継続することが予	10キロメートルを超え、30キロメートル以内の渋滞長が3時間以上継続し、又は継続することが予想される場合			

備考 「一般国道等」とは、非指定自動車専用道路及び2以上の都府県にまたがる一般国道をいう。

## 広域交通管制情報の通報連絡表

					区	分	ΠA	□В	$\Box$ C
交通情報の種別	□交通	障害情報		道路使	可用情報	银 [	〕交通	通渋滞情	<b></b>
発生(使用)日時 (期 間)	(	年 年	月月		前・後 前・後		時 時	分頃 分頃	から まで)
	道路区分	□高速道	鱼 □ 🗎	専道	□国	道	その	他の道	路
発生場所等							(上	:り・下	り線)
	路線名					区間		~	
	規制日時	月	日	時	分	規制			/\
	解除日時	月	日	時	分	時間		時間	分
規制內容	□通行禁』 □一方通行 □最高速度 □タイヤラ	テ( 度( チェーン等		(					) ) )
原因又は内容									
う 回 路	有・無	路線名							線
復旧又は解除の見通し		月日	] [	<b>宇</b> 2	分頃	□不	明	□そ	の他
協力要請事項	道路管理和 道路管理和		<b>通報(</b>						)
	□交通障害に伴う交通渋滞発生場所(渋滞長)								
関連情報	□道路使用に伴う交通渋滞発生場所(渋滞長)								
参 考 事 項									

注 該当する□欄にレ印を付すこと。

(宮城県警察 担当者 警電 - )